

短期要件

- ① 被保険者
- ② 被保険者であった者が
被保険者資格を喪失した後、
被保険者であった日に初診日がある傷病で
初診日から起算して5年を経過する日前
- ③ 障害等級 1級、2級
障害、受給権者

長期要件

- ④ 老厚の受給権者
(済+免+合算対象 25年以上)
or
済+免+合算対象 25年以上

遺厚

遺厚とは同じ

同順位
11イ、シ、フ、ソ、ン、ソ!

妻
ごんい、若くせせせせしOK!

夫、父母、祖父母 55才以上
(60才まで支給停止)

子、孫
~18才 3/4
20才~1年未満 1級、2級
20才~1年未満 1級、2級
20才~1年未満 1級、2級

	給付率	月数
短期	給付率20%	300月保障
長期	生年月日により給付率20%!	実月数

65以上の自己配偶者は

$$\text{自己の遺厚} \times \frac{2}{3} + \text{自己の老厚} \times \frac{1}{2}$$

との比較で高い方

実際、支給は
老厚優先
(老厚より高い)

中高齢・高齢加算 > 老厚、212.30の率

53.4%以前支給率

65才に到達する中高齢の加算は212.30の率
30才に到達する中高齢の加算は212.30の率

支給率

支給率の算出

支給率の算出

【子のいる中高齢の妻】
(40~65才)

40~65才
40才当時、夫が
大の遺厚で障害
支給率212.30
中高齢・高齢加算
212.30

遺厚 老厚 3/4

【それ以外】
子のいる若い妻
子のいる夫
父母、孫、祖父母

遺厚 老厚 3/4

【子のいる自己配偶者】

遺厚 老厚 3/4

子の加算
224,700 + 23
74,900 + 23
780,900
23歳未満

遺基

【子】

遺厚 老厚 3/4

子の加算
(2人目以上)
224,700 + 23
74,900 + 23
780,900
23歳未満

遺基

【死亡当時の生計維持】

支給要件

もらえ遺族

支給額

【死亡当時の生計維持】

子のある自己配偶者

子

~18才 3/4
20才の障害等級に該当
婚姻
ナシ

遺基

短期要件

- ① 被保険者
- ② 被保険者であった者が
国内に住所 60~65才

長期要件

- ③ 老厚の受給権者
(済+免+合算対象 25年以上)
- ④ 済+免+合算対象 25年以上

保障料納付要件

① 死亡日前日
死亡日前2月
30日以上 済+免

給付措置
死亡日が88.4%前より
直近1年に未納のときOK
(済+免)

支給額が大きくなる
遺族がもらえること

【子のいる自己配偶者】

1号の
独自給付

遺厚 老厚 3/4

妻の年金
60~65才の
有期年金

支給要件

死亡した夫

- ① 死亡の前日にあり
死亡の前月 第1号被保険者期間 10年以上
- ② 老厚、障害の受給を受けていない

妻

- ① 生計維持
- ② 婚姻 継続 10年以上
- ③ 65才

下限なし
若くてもOK 60才の妻もOK

同じか1ヶ月2月止
2ヶ月 両方出るの
ない

死亡一時金

目的 純粋に 60才防止
:: 全額免除は
計算に含めない

36月~12万
420月~32万 (MAX)

3001年以降
3年以上
一律
8,500円